

「原発なしで生きる権利」を求め

星野高志

私が「原発に依存しない社会を」と意識したきっかけは、一九八六年のチェルノブイリ事故でした。遠く離れた札幌でも放射性物質が検出され、汚染は地球規模で広がっていました。何万年にも及ぶ核廃棄物の環境への影響、止められない核暴走、メルトダウン（炉心溶融）の恐ろしさ、食物連鎖による放射性物質の強烈な濃縮……。

学生るとき物理学を専攻していた私は「原子力は夢のエネルギー」と信じていたのですから、大きなショックを受けたのです。私の中で、「人類は原子力と共存はできない。原発への依存をやめなければ、今に大変なことになる」という信念が形成されていきました。

世論が大きく脱原発に傾く中、北海道電力の泊原子力発電所の建設計画は着々と進められていました。仲間と何ができるか何

日も話し合い、裁判を起こそうという意見が出てきました。反対意見もありましたが、「裁判所と言えども世論の動きは無視できないはず。運動の盛り上がり 배경に裁判を有利に進め、同時に裁判闘争の展開で、当時おこなわれていた道民投票を目指した直接請求運動などに活気を与えよう。裁判そのものも法廷の内外で世論喚起する運動と位置づけよう」と決まったのです。

裁判のため、何人かの知り合いの弁護士に相談に通いましたが、相談にのるけど、代理人にはならない、と言われます。「各地の原発訴訟も世論が盛り上がりつつある時は、たくさんの方が集まる。しかし時が経ち、気が付くと弁護士しか残っていないかったという例がほとんど」という異口同音の回答が返ってきたのです。

そこで本人訴訟で行うことにし、いろいろ

ろ調べると「原発から一〇キロ以上離れた所に住んでいる人間は、その影響を受けないので原告適格を欠く。従って訴えそのものが無効」と門前払いされた事例がありました。

「この壁も乗り越えよう」と、原告には泊原発から直線で七〇キロ離れた札幌市民も多数入れることにしました。結果として、すべての原告の適格が認められたので、この取り組みは勝利したと考えています。

連日街頭で「あなたも署名とカンパで原告になろう」と訴え、多数の市民が応えてくれました。四万人に及ぶ賛同者と数百万円のカンパ額、「五万人原告団」の誕生です。全員を原告にと考えていましたが、訴訟費用が原告の数に比例する事実を知り、断念。結果的には九八八人の原告と、二五人の選定当事者が公判闘争を担うことになったのです。

訴えの根拠を何に求めるかで悩んだ末、憲法から導かれる人格権にもとづく「原発なしで生きる権利」という新しい権利概念を、この裁判を通じてつくり出そうとなりました。その権利が侵害される恐れがあり、それを予防するため原発の建設差し止めを請求する論理立てです。

私たちの主張は、「チェルノブイリ規模の事故が起きたときはもちろん、日常の運転に伴って放出される放射性物質によって



も、放射線による被害が発生する危険にさらされることになるので、人格権（原発なしで生きる権利）に基づく妨害予防請求として、泊原発の建設、操業の差し止めを求める」というものでした。

被告の北海道電力は、「人格権は差し止め請求の根拠とはならないものであり、本件訴えは、いずれも審判の対象たりうる請求適格を欠くから、不適法である」と主張し、門前払いを求めるものでした。

これに対し裁判所は、「個人の生命、身体という重大な保護法益が現に侵害され、又は将来侵害されようとしている具体的な危険がある場合には、その侵害を排除し、又は将来の侵害を予防するために、人格権に基づき、侵害行為の差止めを求めることができる。したがって、本件訴えは適法である」と、門前払いを求める被告・北電の主張を退ける判断を示しました。私たちは大きな勇気を得ました。

さらに私たちは、国と電力会社の想定外の事象の組み合わせにより事故は起きると主張。使用済み燃料の処分問題をはじめ、各分野における「事故の危険性、可能性」を指摘してきました。たとえば事故発生時に、原子炉内の水位の状態を知ることが極めて重要なことです。そこで、「差圧式水位計の精度は信用できず、むしろ冷却材喪失事故の際に運転員に誤解を与える」と訴えました。しかし判決では「具体的に検討したものではない」と退けられました。

二〇一一年三月の福島原発事故では、炉内の水位に対する予見が極めて重い課題を抱えていたことを考えると、複雑な思いで判決文を読み返しています。悲しいことに、福島の実情が「具体的に検証する結果」になつたのです。

結論として、「原発の日常運転により、原告の生命、身体に侵害を及ぼす具体的危険があるとは認められない。また事故が発生する具体的な危険があるものとも認められない」として、「原告らの請求をいづれも棄却する」となつたのです。差し止め訴訟は、結果として敗訴しました。

しかし判決文の末尾に、「裁判所は、原子力発電は絶対に安全かと問われたとき、これを肯定するだけの能力をもたない。どれだけ安全確保対策を充実させたとしても、事故の可能性を完全に否定することは

できないものであり、ひとたび重大な事故が起こった場合には、多量の放射性物質が環境へ放出されて取り返しのない結果を招くという抽象的な危険は、常に存在しているからである。（中略）最終処分場がはたして準備できるのかなど、問題は未解決のままである」。

「原子力発電を推進するの、一つの選択肢である。他方、原子力発電は中止しようという選択肢もあつてよい。自分たちの子どもに何を残すのか。多方面からの議論を尽くし、英知を集めて、賢明な選択をしなければならぬ」という、一文が記された意義は大きいと思います。

判決は次のように報道されました「全国で起こされている原発に対する運転差し止め訴訟判決の定石通り、具体的各論では『危険性はない』と断定的に結論付けたが、『未来の選択』について『原発を中止する選択肢もあつてよい』と、遅まきながら原発訴訟の裁判所判決では異例の提示をした」。

最後に判決の翌日、毎日新聞に名城大学の槌田敦教授（物理・環境経済）が出されたコメントを付記します。

「棄却されたものの、こうした判決を引き出した原告は、よく闘った。裁判所自体が、原発は困った存在だと感じており、司法の戸惑いを読み取れる」

△はしの たかし・北海道議会議員▽